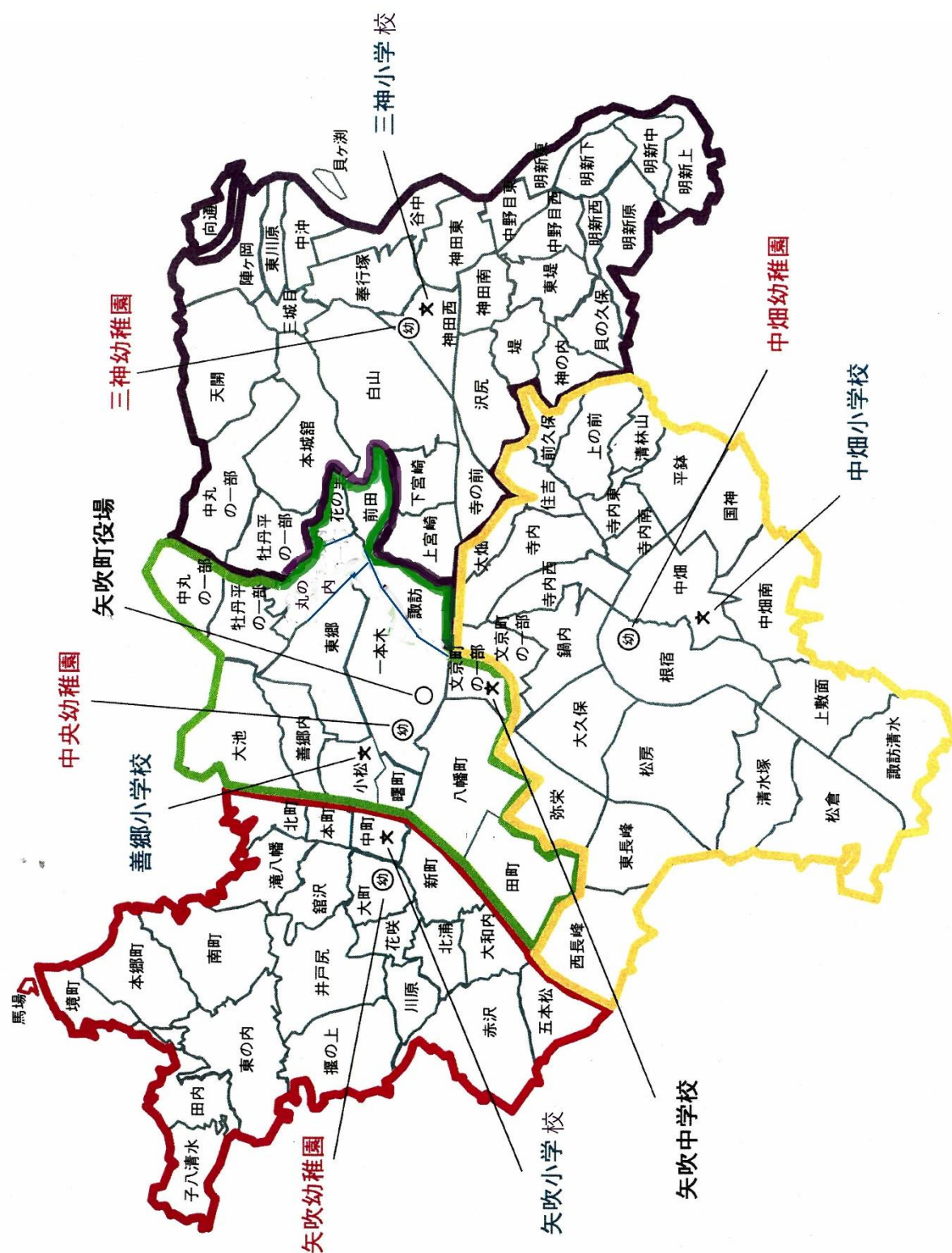




町立学校・幼稚園の学区割

○矢吹町立小学校の通学区域に関する規則

昭和55年11月25日教委規則第4号

改正

平成9年11月14日教委規則第11号

平成16年2月26日教委規則第4号

平成16年4月23日教委規則第10号

矢吹町立小学校の通学区域に関する規則

第1条 この規則は、矢吹町立小学校の通学区域に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 矢吹町立小学校の通学区域は別表第1及び別表第2に定めるところによる。

第3条 在学中、住居を変更したときは、直ちに当該通学区域の学校に転校するものとする。

第4条 特別の理由により、その通学区域外の学校に入学しようとするときは、第1号様式により矢吹町教育委員会に願い出て許可を受けなければならない。

第5条 前各条の規定にかかわらず教育委員会が特に必要と認める場合は、通学区域外の学校を指定することができる。

第6条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育委員会教育長が定める。

附 則

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（平成9年11月14日教委規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の際現に作成されている改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、使用することができる。

附 則（平成16年2月26日教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年4月23日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

矢吹町立小学校通学区域

通学区域名称	字名
矢吹小学校区	北町、滝八幡、本町、館沢、中町、大町、花咲、新町、大和内、赤沢、五本松、川原、井戸尻、堰の上、境町、本郷町、南町、田内、東の内、子ハ清水、北浦、馬場
善郷小学校区	大池、善郷内、東郷、小松、一本木、曙町、八幡町、田町、文京町の一部、中丸の一部、牡丹平の一部、丸ノ内、花の里、前田、諏訪の前
三神小学校区	向通、陣ヶ岡、東川原、中沖、谷中、天開、中丸の一部、牡丹平の一部、本城館、三城目、奉行塚、白山、上宮崎、下宮崎、寺の前、沢尻、神田西、神田東、神田南、中野目東、中野目西、堤、東堤、神の内、貝の久保、明新東、明新西、明新原、明新下、明新中、明新上
中畑小学校区	文京町の一部、鍋内、大久保、弥栄、西長峰、東長峰、松房、根宿、中畑、寺内南、寺内西、寺内、大畑、住吉、前久保、上の前、寺内東、清林山、平鉢、国神、中畑南、上敷面、清水塚、松倉、諏訪清水

別表第2（第2条関係）